

各県立学校長様

高校教育課長
体育保健課長

新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業期間中の
部活動に関する留意事項について

このことについて、3月12日付け教体第1895号で、一斉臨時休業期間を3月23日（月）まで延長することをお知らせしましたが、3月16日（月）から3月23日（月）の期間中、2日を限度に登校日の設定を認め、登校日の活動は午前中（定時制と多部制はそれに見合う時間帯）とし、その後、校内において2時間以内の部活動を認めるとしています。

感染拡大防止の趣旨を踏まえて考えると、生徒の健康保持の観点から、生徒の運動不足やストレスを解消するために行う運動等の機会を確保することも大切であると考えており、各学校において、登校日を設定し、部活動を実施する場合は安全な環境の下に活動ができるよう、以下の内容に留意していただくようお願いいたします。

記

- 1 新型コロナウイルスの感染の拡大を防止するための臨時休業中であることを、部活動顧問や生徒に十分理解させ、飛沫感染を防ぐための咳エチケット（マスクの着用等）や手洗い等の取組を徹底したうえで活動すること。
- 2 長期間にわたる臨時休業中の活動であることから、活動の前後に個々の生徒の健康観察をすることはもとより、活動が生徒の身体に与える影響を考慮して、活動中も個々の生徒の健康状態を把握し、生徒の動きや顔色など、変化に応じて柔軟な指導を行うなど、平素以上に健康観察・健康管理を徹底すること。
- 3 一度に大人数が集まって人が密集する活動とならないよう配慮すること。
- 4 特に、屋内である体育館や教室等での活動については、ドアを広く開け、こまめな換気を心がけたり、生徒が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）を消毒液を使用して清掃を行うなど、感染拡大防止のための防護措置等を講じた上で、できる限り少人数の生徒での活動にとどめること。
- 5 感染拡大防止、生徒のスポーツ事故等防止の観点から2時間以内としているので、趣旨を十分理解したうえで、長時間にわたる待機や生徒の負担荷重となる活動は行わないこと。

兵庫県教育委員会事務局
体育保健課 保健安全・食育班（担当：森鼻）
TEL 078-362-3789（直通） FAX 078-362-3959
E-mail : Takafumi_Morihana@pref.hyogo.lg.jp